

みつわ台 3-1 住宅管理組合緑化協定

(目的)

第1条 この協定は、わたしたちの団地とその周辺を四季を通じ緑豊かで花の咲きほこり、果実もたわわな健康で快適な住環境をつくり、“鳥の舞う街みつわ台”の一層の推進を目ざして努力することを目的とします。

(協定の名称)

第2条 この協定は、みつわ台 3-1 住宅管理組合緑化協定（以下「協定」という。）とします。

(協定の締結)

第3条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という。第14条（緑化協定の締結等）の規定に基づいて締結するもの）とします。

(協定の対象区域)

第4条 協定の対象となる土地の区域は、みつわ台 3-1 住宅管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する敷地内全域とします。

(協定の効力)

第5条 この協定は法による認可を千葉市長から受けた日より効力を生じます。また、この日以降、新しく協定区域内の土地所有者等となった者に対してもその効力が及ぶものとします。

(緑化に関する事項)

第6条 第1条の目的を達成するため植える木について、次のとおり定めることとします。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、たんに団地内の緑を豊かにするばかりでなく近隣の住宅環境とも調和し、良くすることが必要なのでそれに適する樹木を次のものから選んで植栽するものとします。

イ 花の咲く木

ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、コブシ、バラ、ツツジなど

ロ 果実のなる木

カキ、イチジク、アンズ、ザクロ、ブドウ、ナツメ、ビワ、クリなど

ハ 鳥が寄ってくる木

モッコク、ウメモドキ、ナンテン、ピラカンサス、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキなど

ニ 景観を良くする木

マツ、シイ、カシ、モチノキ、タイサンボク、スギ、ヒバ、ケヤキ、イチョウ、ハテバシイ、モミジ、カエデなど

2. 植える場所

団地中央の遊歩道の両側や集会場の周辺、その他管理組合で定めた場所に植えることとします。

3. 植栽は管理組合に委任することとし、管理組合は目的の実現のため最大限の努力をすることとします。

(植栽樹木の保護および管理)

第7条 協定者は、緑の環境の恩恵を享受できるよう植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければなりません。

2 植栽した樹木の病虫害防除、施肥剪定等の樹木の保護および育成に必要な管理は、管理組合に委任するものとします。

3 植栽した樹木が増改築やその他工作物の設置等の障害となる場合には、原則として他の適当な場所に移植するものとし、枯死した場合には補植することとします。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、認可の公告のあった日から10年間とし、期間満了の前に協定者の過半数による廃止の申立のなかった場合にはさらに10年間自動的に延長するものとします。

(協定の変更および廃止)

第9条 協定事項を変更しようとする場合は、協定者全員の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

2 協定を廃止しようとする場合、協定者の過半数による合意を必要とし法律による認可を受けるものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐採もしくは損傷する等により、この協定に違反したときは違反者に対して取り決めた事項の実施を求め、もしくは原状に回復することを求める事ができることとします。

違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわってこれを行い要した費用は違反者に求償するものとします。